

公立大学法人滋賀県立大学受託研究取扱規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 62 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において実施する受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 本学において、民間等外部の機関から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担して行う研究をいう。
- (2) 受託研究担当者 受託研究を行う本学の教職員をいう。
- (3) 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、データベースの著作物の著作権、プログラムの著作物の著作権およびノウハウにかかる権利ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。

(受託研究の受入基準)

第 3 条 受託研究は、本学の教育研究に有意義で、かつ本来の教育研究に支障がないと認められる場合に、受け入れることができる。

(受託研究の受入条件)

第 4 条 受託研究を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
 - (2) 受託研究の結果生じた知的財産権を本学が承継した場合においては、委託者に対してこれらが無償で使用させまたは譲渡することはできないこと。
 - (3) 受託研究に要する経費により本学が取得した設備等は、返還しないこと。
 - (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合には、本学はその責を負わないこと。
 - (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付すること。
 - (6) 納付された受託研究に要する経費は、原則として返還しないこと。
 - (7) その他理事長が必要と認めること。
- 2 委託者が滋賀県であるときは、前項に掲げる条件を付さないことができる。
- 3 委託者が国、他の地方公共団体または公共的団体であるときは、第 1 項第 3 号および第 5 号の条件を付さないことができる。

(受託研究の受入手続等)

第 5 条 本学に研究を委託しようとする者（以下「申込者」という。）は、受託研究申込書

(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、受託研究申込書を審査の上、受託研究の受入の可否を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人からの応募等により委託者が研究の委託を決定したときは、申込書の提出を省略することができる。

(契約の締結)

第6条 理事長は、受託研究の受入を決定したときは、受託研究受入決定通知書(様式第2号)により申込者および受託研究担当者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の通知を行った後、速やかに申込者との間に契約を締結するものとする。
- 3 申込者が国、地方公共団体または公共的団体であるときは、前項の規定にかかわらず、協定書またはこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。
- 4 理事長は、受託研究契約締結後、受託研究担当者にその旨通知するものとする。

(研究経費)

第7条 委託者が納付する受託研究に要する経費(以下「研究経費」という。)は、受託研究の実施に必要となる直接的な経費(以下「直接経費」という。)ならびに受託研究の実施に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「管理的経費」という。)とする。

- 2 管理的経費は、直接経費の15パーセントに相当する額を原則とする。ただし、理事長が特に認める場合は、これによらないことができるものとする。
- 3 前項の場合において、管理的経費に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その端数は直接経費に充てることができるものとする。
- 4 研究経費は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則に基づき取り扱うものとする。

(受託研究の中止または期間の延長)

第8条 受託研究担当者は、受託研究を中止しまたはその期間を延長する必要があるときは、速やかに理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告に基づき、やむを得ないと認める場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、またはその期間を延長することができる。
- 3 理事長は、前項の規定により受託研究を中止しまたはその期間を延長する場合は、受託研究中止・期間延長決定通知書(様式第3号)により委託者に通知するとともに、必要なときには受託研究の変更契約を締結するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 理事長は、受託研究の結果、生じた知的財産権に関する帰属ならびに出願および実施等の取扱いについて、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 理事長および受託研究担当者ならびに委託者は、受託研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受け、または知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前

の承諾を得ることなく第三者に開示またはもらしてはならない。

(受託研究の完了報告)

第11条 受託研究担当者は、受託研究終了後速やかに、受託研究完了報告書(様式第4号)により、理事長に報告するものとする。

2 委託者に対する受託研究の結果報告は、前項の報告書提出後、受託研究報告書(様式第5号)により理事長が行うものとする。

(研究成果の公表)

第12条 受託研究による研究成果は委託者の合意を得て原則公表するものとし、公表の時期および方法等は、理事長が委託者と協議して定める。

(地域共生センター)

第13条 地域共生センターにおいて行う受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第13条関係)

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。